

京丹波町告示第 26 号

京丹波あんしんアプリ管理運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、京丹波あんしんアプリの適切な利用と管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(情報の発信)

第 2 条 情報発信は、必要なタイミングで行えるものとし、取扱いは緊急の用件を除き午前 6 時から午後 9 時までとする。

2 情報発信は、原則として行政系端末や権限を付与した事業所で整備した端末等を使用することとする。

3 発信できる情報は、災害時の緊急情報のほか、行政等からの情報や区長からのお知らせ、町民の健康で住み良い地域づくりに寄与する情報とし、別表第 1 の配信カテゴリの分類で発信を行うものとする。

4 情報発信の種類は、緊急情報（サイレン通知）と一般情報（テキスト通知）とする。

5 情報発信は、必要最小限の内容とする。詳細については、資料の添付（上限 3MB）や公設ホームページ等で補完するものとする。

(発信の権限)

第 3 条 町長が必要と認めた者に、情報発信に必要な ID とパスワードを付与するものとする。

2 前項により町長から情報発信の許可を得た者は、京丹波町個人情報保護条例(平成 17 年京丹波町条例第 10 号)、京丹波町個人情報保護条例

施行規則（平成１７年京丹波町規則第１０号）を遵守しなければならない。

（情報発信の依頼）

第４条 前条の権限を有さない者が、第２条第３項に規定する内容の情報を発信したい場合は、京丹波あんしんアプリ情報発信依頼書（一般の情報用）（様式第１号）又はお悔やみ情報発信依頼書（お悔やみ情報用）（様式第２号）を提出しなければならない。

２ 前項の依頼書の受付時間及び提出先は、別表第２のとおりとする。

（使用の制限）

第５条 発信する情報に、次に掲げる事項の内容を含めてはならない。

- （１） 私的な内容
- （２） 営利を目的とした内容
- （３） 特定の個人若しくは、団体を誹謗し中傷する内容
- （４） 選挙運動に関する一切のこと
- （５） 宗教又は宗教団体に関すること
- （６） 政治性のあるもの
- （７） 社会問題等の主義主張に関すること
- （８） その他これに類する事項

（その他）

第６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、京丹波町IP告知放送システム施設管理運営要綱（平成21年京丹波町告示第18号）の規定により提出される定時放送依頼書は、それぞれこの要綱の相当規定により提出なされたものとみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

情報発信区分（配信カテゴリ）	
緊急情報（強制通知）	お悔やみ情報
防災情報	ごみ・リサイクル情報
火災情報	地域の情報
気象情報	観光情報
災害情報	イベント・行事情報
暮らしの安全情報	スポーツ情報
健康・福祉の情報	町からのお知らせ
ライフライン情報	区内への情報
子育て支援情報	

別表第 2（第 4 条関係）

内容	受付時間	提出先
一般の情報	開庁日の午前 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分（当日の発信は、午後 3 時 0 0 分まで。）	各担当所管課
お悔やみ情報	随時（お通夜の情報は、当日の正午まで。）	京丹波町情報センター （閉庁日にあたる場合は役場本庁、瑞穂支所又は和知支所）